

北海道科学大学短期大学部科目等履修生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第48条第2項に基づき、科目等履修生に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 科目等履修生とは、本学学生以外の者で、本学の授業科目を履修する者をいう。

(資格)

第3条 学科の科目等履修生として入学できる者は、学則第20条に該当する者とする。

(入学時期)

第4条 科目等履修生の入学時期は、各学期の始めとする。

(履修科目の範囲)

第5条 科目等履修生として履修できる授業科目は、講義科目とする。

(出願手続)

第6条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に別表に定める入学検定料を添えて、所定の期間内に出願しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書（本学指定）
- (2) 最終学校の卒業（修了）証明書（本学を卒業又は修了後3年以内の者については不要）
- (3) 健康診断書（本学を卒業又は修了後6か月以内の者については不要）
- (4) 勤務先を有する者は、その所属長の承諾書

(選考)

第7条 科目等履修生の選考は、書類審査及び面接のうえ、教授会の議を経て決定する。

(入学手続)

第8条 前条の規定により許可を受けた者は、所定の期日までに手続きを行い、別表に定める入学金及び授業料を納めなければならない。

2 当該授業科目の履修のため必要がある場合は、別表に定める授業料の他に費用を徴収することがある。

(入学許可及び身分)

第9条 入学手続を完了した者へは、入学許可書及び科目等履修生身分証明書を交付する。

2 科目等履修生又は科目等履修生であった者が、本学において在籍していること又は在籍したことの証明が必要な場合は、願い出により、科目等履修生在籍証明書を交付する。

(履修期間)

第10条 履修期間は6か月又は1年とする。

- 2 引き続き科目等履修を志望する場合は、改めて所定の出願手続きをしなければならない。
ただし、当該年度内における継続の場合は、別表に定める入学検定料及び入学金を免除する。

(履修及び単位修得)

第11条 科目等履修生の履修した授業科目については、学則第11条及び第12条により所定の単位を与える。

- 2 前項により単位を修得した場合は、願い出により単位修得証明書を交付する。

(雑 則)

第12条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則及び諸規程を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年1月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成8年2月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

項 目	金 額
入学検定料	10,000円
入 学 金	25,000円 (ただし、本学卒業・修了生は免除する。)
授 業 料	1単位 10,000円